

令和2年度総合婚活イベント業務委託に係る企画提案募集要綱

1 趣旨

少子化の大きな要因である「晩婚化・未婚化」に対する取組として、県内独身男女の出会いの場の拡大及び結婚機運の醸成を図るため、独身男女や、その親を対象としたセミナー事業や出会いイベントを実施することとし、この業務を委託する事業者（法人等）を選定するための企画提案を募集する。

2 募集団体数

1団体

3 業務内容

当該業務を受託する団体（以下「受託団体」という。）は、以下の内容の業務を実施する。

(1) セミナーの開催

恋愛力・結婚力を向上させるためのセミナーを男女それぞれに開催するほか、独身の子を持つ親を対象にしたセミナーを開催し、出会い・結婚支援及び結婚機運の醸成を図る。

① 男性向けセミナー

- ア 対 象 20歳以上の独身男性
- イ 実施時期 契約締結日～令和3年3月31日の土・日曜または祝日
- ウ 実施回数 1回程度
- エ 参加人数 40人程度/回
- オ 内 容 結婚力・恋愛力を向上させるためのオンライン結婚力アップセミナー

② 女性向けセミナー

- ア 対 象 20歳以上の独身女性
- イ 実施時期 契約締結日～令和3年3月31日の土・日曜または祝日
- ウ 実施回数 1回程度
- エ 参加人数 40人程度/回
- オ 内 容 結婚力・恋愛力を向上させるためのオンライン結婚力アップセミナー

③ 独身の子を持つ親御様向けセミナー

- ア 対 象 20歳以上の独身の子を持つ親
- イ 実施時期 契約締結日～令和3年3月31日の土・日曜または祝日
- ウ 実施回数 1回程度
- エ 参加人数 40人程度/回
- オ 内 容 現代の結婚事情、独身の子への接し方等を学ぶためのオンラインセミナー

(2) お見合いイベントの開催

出会いの場の拡大のため、お見合いイベントを実施

- ア 対 象 20歳以上の独身男女
- イ 実施時期 契約締結日～令和3年3月31日の土・日曜または祝日
- ウ 実施回数 ①お見合いイベント } 合わせて計6回
②オンラインお見合いイベント } うち1種類1回は必ず実施すること
- エ 参加人数 男女各20人程度/回
- オ 内 容 ①お見合いイベント

実地での男女の交流事業を実施する。自己紹介タイム、複数の異性との交流を必ず設定する。

②オンラインお見合いイベント

オンライン上での男女の交流事業を実施する。自己紹介タイム、複数の異性との交流を必ず設定する。

(3) (1) 及び(2)の共通事項

① 事前準備

- ・事業の企画立案、講師・参加費の検討、委託者との打合せ、実施決定
- ・広報資料の作成、広報協力、参加者募集、参加費の徴収
- ※ 参加者の募集は、受託者が実施する。

② セミナー・イベント当日

- ・会場準備、セミナー・イベントの進行

③ 業務報告（事業終了後速やかに）

- ・事業実施報告書、参加者に対するアンケート結果、活動記録（個人が特定されない人物群、施設等の風景写真データ等を各2枚以上）の提出

4 応募資格

兵庫県内で活動実績を有する法人等で、次の要件を満たすもの。ただし、法人格の有無は問わない。

- (1) 当該業務を遂行し、本事業について独立した経理を行う能力を有していること。
- (2) 宗教活動、政治活動、営利活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくはその統制下の団体、その他公共の福祉に反した活動を行う団体でないこと。
- (3) 兵庫県税及びこれに付随する延滞金等の滞納がない団体であること。

5 委託条件

(1) 委託期間 契約締結日 ～ 令和3年3月31日

(2) 契約金額の上限 4,008千円（消費税・地方消費税を含む）。

(3) その他

- ・契約の相手方となる事業者等は、兵庫県財務規則第100条第1項の規定に基づき、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する。ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。
- ・県が事業の遂行上必要と認める場合は、前金払いを行う場合がある。
- ・受託団体は、委託事業の全部又は当該事業の根幹となる部分について第三者に委託・請負をさせてはならない。

6 委託経費

項目	内容	
事業費	旅費	①活動旅費、②講師等旅費
	消耗品費	委託事業の実施に必要な消耗品購入費
	講師等謝金	セミナー講師謝金、スタッフ謝金等
	使用料及び賃借料	①パソコンリース料、②セミナー等の会場使用料、③事業実施に必要なコピー代、④机、いす等の備品リース料
	印刷代	テキスト、広報資料等印刷代
	通信費	①パソコンの回線使用料、②連絡調整に要する電話代、③業務に必要な連絡・通信・運搬に要する郵送料等
	その他	委託者が必要と認めた経費（※事前に委託者に確認すること）

※委託対象外経費：入場料、飲食費（食事・茶菓等）、材料・食材費、事業実施団体の経常的な運営にかかる経費（当委託事業にかかるものを除く）、領収書等により委託事業として支払ったことが明確に確認できない経費等

7 応募期間

令和3年1月4日（月） ～ 1月18日（月）17時必着

8 提出書類

- (1) 企画提案申込書（様式1）
- (2) 事業実施計画書（様式2）
- (3) 収支計画書（様式3）
- (4) 団体の概要を記した資料（団体・グループの規約・定款、役員名簿、会員名簿、直近年度の決算書、令和2年度予算書、その他運営状況がわかる資料）
- (5) 納税証明書
（兵庫県税及びこれに付随する延滞金等で滞納がないことを証する、兵庫県下の県税事務所が発行する『納税証明書(3)』）

9 提出方法

(1) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1

兵庫県 企画県民部 女性青少年局 男女家庭課（担当：篠原）

(2) 提出部数

正本1部、副本5部 ※資料は原則A4サイズとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※ 郵送の場合、書留郵便など配達記録の残るもので、期限内に上記提出先に必着とする。

※ 持参の場合、受付時間は土日・祝日を除く各日9時～17時（12時～13時を除く）。

(4) その他

- ・企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等は、本企画提案コンペの審査のためにのみ使用する。
- ・提出された企画提案書等は、返却しない。

10 募集要項の内容等に関する質疑及び回答

募集要項等に質問がある場合は質問者の名称、電話番号、ファックス番号、メールアドレスを明記の上、以下により質問書（様式任意）を提出すること。

(1) 質疑

令和3年1月12日（火）17時までに、事務局に持参、ファックス、メールにより届けること。

持参以外の方法の場合は、電話により書類等の到着を確認すること。

(2) 回答

令和3年1月14日（木）17時までに、電話、ファックス、メール等により回答する。

ただし、関係者等への確認を要する質問等については、期限までに回答できないこともある。その場合は、期限までに回答できない旨の連絡をする。

11 審査等

(1) 審査方法

- ・企画提案審査会（審査委員長：企画県民部女性青少年局長）において、提出書類をもとに内容を審査し、その結果に基づき受託団体を決定する。なお、必要に応じて別途ヒアリングを行うことがある（ヒアリングを行う場合は、別途、日時、場所などを連絡する）。
- ・審査結果は、応募者全員に通知する。

(2) 審査基準

- ・事業の有効性、事業実施の効率性、業務の遂行能力 他

12 業務報告

事業実施期間終了後、男女家庭課が指定する様式により事業実施報告書を同課へ提出すること。

13 留意事項

- ・事業内容については、委託先決定後、男女家庭課と受託団体が協議を行い、委託内容、仕様及び委託金額の詳細を決定する。
- ・本事業の委託対象経費については、その他の国や県、市町、その他団体における助成（補助）事業の対象経費と重複しないよう注意すること。

14 問い合わせ先

兵庫県 企画県民部 女性青少年局 男女家庭課（担当：篠原）

電話 078-341-7711(代)内線 2874 FAX 078-362-3891

メールアドレス：danjokatei@pref.hyogo.lg.jp